

令和7年度 第1回四條畷市いじめ問題対策連絡協議会 議事 要録

日 時	令和7年7月7日（月） 午後2時から
場 所	四條畷市役所本館3階 委員会室

（出席者） 小寺会長・中村副会長・島村委員（中江委員の代理）・嘉藤委員・橋垣委員
小林委員・宇都宮委員・田中委員・岡本委員・金子委員・神本委員（順不同）
（欠席者） 板谷委員

1. 開会

事務局：会議公開の確認、会議成立の報告、資料の確認

案件1. 「会長および副会長の選任について」

会 長—小寺委員
副会長—中村委員

2. 議事

委員・事務局自己紹介

案件2. 「令和6年度市内小中学校におけるいじめ問題の状況について」

小寺会長： 案件2、令和6年度市内小中学校におけるいじめ問題の状況について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 令和6年度四條畷市内の小中学校におけるいじめ認知件数は、小学校6校の合計が942件、中学校3校の合計214件となっております。小学校において認知件数は令和5年度よりも減少しています。児童生徒数は毎年増減しますので、いじめ認知件数の千人率の推移を右側のグラフでお伝えしたいと思います。グラフには記載しておりませんが、大阪府の千人率よりも、小学校、中学校ともに2倍以上の認知率となっております。各校とも積極的認知に努めており、小さなことからしっかりと拾い上げ、その後の経緯をしっかりと見守っているところとなっております。

続いていじめ態様別件数の推移となります。下側の表をご覧ください。小学校、中学校ともにぶつかられたり、叩かれたりするなどの暴力行為に関する項において、前年度よりも増加しております。また、パソコンや携帯電話での誹謗中傷や嫌なことをされる項目においては、小学校、中学校ともに増加しています。これらについては学校が把握している件数になっていますが、ネットやSNS等に起因する生徒の困り感や被害感というのはこれよりも多いというふうに私たちは認識しております。特に小学校においてフィルタリングの設定や家庭でのルール設定を行っているという回答した割合が府の情報提供によると中学校よりも低い状況となっています。各小中学校においては、ケータイスマホ安全教室等、外部の講師を招いて実施し、問題解決に取り組んでいるところですが、児童生徒だけでなく保護者や大人への啓発活動などがこれから課題として考えられます。

小寺会長： 令和6年度の市内の小中学校におけるいじめ問題の状況について説明をいただきましたが、これに関しまして委員のみなさん、何かご意見、ご質問ございませんか。

岡本委員： いじめの認知件数の千人率について、大阪府より2倍以上という話がありましたが、小学校と中学校の大阪府の数値というのわかりますか。

金子委員： 数字を確認している間に、先に千人率について少し補足説明させていただきたいと思います。

千人率、文字通り児童生徒を千人にしたときの人数ですので、小学校が369ということは四條畷市の小学生を千人だと仮定したら369人。ということは概ね3分の1強が件数となっています。中学校については170なので、1000分の170から6人に1人かと思います。

このいじめの認知件数というのは、被害児童生徒の人数と合致しますので、千人率のマックスの数字は1000人が頭打ちです。1つの年度において複数回いじめの被害に遭っても、件数は1件としてカウントするので、いじめの認知件数はお示しの通りということとマックスが千人だということろを補足させていただきます。

事務局： 令和6年度については、まだ正確な数値の方はこちらの方に届いていませんが、令和5年度と大幅な変更はないというふうに聞いています。小学校において、大阪府内のいじめ千人率、およその値にはなりますが、150人弱というふうに把握しております。中学校は令和5年度になりますが、千人率は50半ばというふうに把握しております。ともに倍以上、小学校においては3倍近い認知件数になっています。

小寺会長： 他にございませんでしょうか。
私の方から一点お聞きしたいのですが、いじめの認知件数の推移はわかるのですが、国などはいじめの重大事態の発生の数も合わせて発表されていますけれども、重大事態は何か把握されておられますか。

金子委員： 教育委員会からお答えいたします。

重大事態につきましては、個人情報の保護の観点から生起した、していない、また件数についても小さい自治体ごとには公表しておりませんので、この場では控えさせていただきたいと思いますが、生起した際には方針に基づいて、適切に対応していきたいと思っています。また会長おっしゃるとおり、全国的に増加傾向になるということで認識しております。

小寺会長： 国はオープンにしているけれど、当市はオープンではないということを決めておられるのですか。

金子委員： 個別の事案につきましては被害児童・生徒並びに保護者の思いに寄り添った形で件数として報告する、しないということを判断していくものでありますので、現時点で件数として申し上げることはできないということ

ございます。

小寺会長： ということは、全国全体の数としては数字が出ているが、四條畷市ではどうかで絞ったときには、憶測とかいろんなことが出てくる可能性がある
と、そういう理由ですかね。

金子委員： はい、会長のお示しのとおりでございます。

小寺会長： ありがとうございました。他に委員の皆さん、ご意見、ご質問ござい
ませんか。

岡本委員： 携帯やスマホの安全教室をされていますが、携帯やスマホをさわる時
間、家庭内におけるルールを決めて子どもたちがスマホの扱いに気をつけ
て危険なめに遭わないよう取り組みをされていたと思うのですが、そのあ
たりを教えてください。

事務局： 四條畷市小中学校生活指導研究協議会で、毎年スマホに関わるアンケー
(教育支援 ト等を実施しております。それを活用しながら、リーフレット等を作成
センター) し、ルールについての啓発活動等を行っているところになっています。

小寺会長： もうすぐ夏休みに入り、子どもたちの行動も活発になってくると思いま
すが各団体の委員の方にお聞きしますが、各主体によるいじめ対策の取組
みについては、いかがでしょうか。

島村委員： 四條畷警察署です。

学校内におけるいじめ問題につきましては四條畷警察署だけではなく、
大阪府警察としましても第一義的には、教育現場における対応を尊重して
おります。しかしながら、犯罪行為が認められるような場合には、被害児
童や保護者の意向、学校の対応状況なども踏まえながら、警察として必要
な措置をとっています。

学校現場でのいじめの認知件数は先ほどの発表にあったとおりに多いと思
われますが、警察に相談に来られるいじめの件数というのはそれほど多い
ものではありません。ただ、いじめを認知すれば事案の軽重にかかわら
ず、早期に事案概要の把握、被害者の置かれている状況を的確に把握する
など、被害者の立場に立った適切な指導助言を行うなど迅速に対応してお
ります。

過去の重大ないじめの事案では、被害児童が命を絶つという痛ましい事
案もありましたので、最悪のケースに発展させないためにも、学校の教育
機関と連携を図りながら早期に対応しているところです。

嘉藤委員： 大阪府中央家庭子どもセンターです。

子ども家庭センターでは特にいじめに特化した取組みというのではない
ですが、こちらに相談につながる中で発達の相談であったり、非行の相談
であったり、不登校の相談であったり、いろんな相談があります。喧嘩し
ました、学校でうまくいきませんか、学校に不登校になっていますと

か、その背景にいじめが潜んでいるのではないかというので繋がっていることはあるかと思います。加害者も被害者も両方相談に来られて、実はその背景には家庭の養育はしんどいとか、ご自身が表現するのが苦手ということもあるので、適切な対応、表現の仕方はどうしたらいいかというのを一緒に考えさせてもらっていることもあると思います。また、警察で認知された子どもさんの通告をいただいて相談に繋がるということもあると思います。

夏休みを控えてというところでは学校で小学校も中学校も懇談があるので、懇談をきっかけに相談、紹介されて繋がることは、毎年多いという印象があるのと、先生と一緒にご相談にこられたり、先生がまずご連絡いただいたりということも多いと思います。

子ども家庭センターでは施設入所している子ども、ご家庭の対応もしていますので、先ほどパソコンとか携帯電話、スマホの話題も出ましたけど、全小学生、中学生はほとんどがタブレットを学校で支給されていると思います。施設内では子どもたちどうしても家庭に帰れず集団生活になりますので、大きいお兄ちゃんたちが下の子と一緒に生活している中で、上の子が下の子をどうしてもいじめてしまうとか、けんかしたらどうしても上が勝ってしまっ、いじめになってしまうということもあります。タブレットを使いたいじめとかトラブルというのも最近は増えている印象があって、そういうときには施設の先生と私たち児童相談所の職員が連携して役割分担して対応しているというのは状況としてあります。

橋垣委員： 青少年指導員協議会です。

青少年指導員は今後の夏休みに向けて、夜のパトロール、もちろん夏は盆踊りなどいろんなイベントがありますので、子どもたちの出場所が多くなります。その中で、陰に隠れていじめとか、勿論防犯も含めて、悪さも含めてパトロールを各校区ごとで曜日を決めて行います。9月21日に青少年指導員の行事であるわいわいキャンプをする予定です。昨年は大雨で、狭い空間の中で子どもたちの取られたり、取ったりという形の中の些細なことで喧嘩になったり、いじめられたとは言わないけれど、子どもたちのアピールというのが多々見られました。子どもたちは関わり方を知らないというところもあり、やはり子どもたちは少人数で関わるが多くて、今年は、50人募集しているのですが、その団体の中で子どもたちがどうつき合っていくかということのも、いろんな部分で見えていかないとはいえないと思っています。

対象としては小学校3年生から中学校3年生までですが、主に5、6年生が参加していただけていますが、はじき出されるというのは必ず1人、2人はいます。関わり方は学校の中とは違って、各学校から子どもたちが来ていますので、関わり方を勉強してもらいたいと思っています。青少年指導員として、そのあたりを深く見ていって、やはり子どもたちの関わり方も、子どもたち同士で話し合いをするだけではなく、親も大人も関わっていろんな勉強もしてもらえたらとの思いもあります。

小林委員： 民児協としましては、主に小学校とですが、定期的に意見交換会をしています。その中で、登下校中の子どもたちの様子などを主に報告してシ

エアしております。また、民児協と地域の学校も本当に地域とともにということで活動を進めておりまして、地域ともども民児協も活動を進めています。交換会の中ではいじめのお話はまだ聞けてないですが、小学校です。また、この内容もどのぐらいが本当にいじめになるのか、わかりませんが年間の件数はたくさん出ているので、しっかり見ていきたいと思います。

中村副会長

小中生指協での印象ですが、人のものを隠したり、嫌がることを言う、SNSでのケンカやトラブルとか、いじめとして認知されるものが、各校大体月1件から3件程度あげられるかなと思います。ただし学校規模によっても異なりますし、本当に人数がバラバラですので、一概には言えないところがあります。時期によっても違います。その都度、何か起きるたびに学校で指導して、必要に応じて保護者との連携をしております。内容によってはスクールカウンセラーによるカウンセリングを進めたりとか、例えば警察の方、それから子家センの方にもお世話になったりということで、学校が間に入って関係機関と連携して、保護者とも相談しながら対応にあたっているというのが現状です。

7月8日に小中生指協がございますので、そちらでも情報共有をいたしますが、学校の現段階での取り組みとしては、学校だよりとか生徒指導だよりとか学校から出ている通信の中で、やはり子どもたちに望ましい生活のあり方について成長を促したり、あと集会でも私たちからお話することもあれば、子どもたち同士での発信をして、子どもたちの成長を促すという取り組みもしています。

夏季休業中8月21日ですけれども、「児童・生徒を支えるとは 発達支持的生徒指導をもとにした具体的な手だてを考えてみよう」というタイトルで市の生指協の夏季研究会を、全校教職員を対象に、合同の研修会を企画しております。この中では事後対応だけではなくて、いじめが起きた後の対応ももちろん必要ですけれども、集団づくりとか子どもの成長を促すような未然防止の取り組みについて、学校で、教職員みんなで考えて、子どもたちが安心安全に過ごす場づくりを考えてみたいと思います。

小寺会長：

ありがとうございました。他にご意見等はございますか。

私の方から1点お聞きしたいのですが、学校の専門職というのは教員さんですよね。その中にソーシャルワーカーという職種が新たに入っていて、いわゆる福祉の専門職ですよね。当然、福祉職と教育担当の対象というか、フィールドがちょっと違ってきますね。そのあたりで四條畷市のいわゆる福祉職のスクールソーシャルワーカーの役割みたいなものは、線引きというか、役割分担しながら、いわゆる福祉職的な役割を担っておられるのでしょうかね。いかがでしょうか。

中村副会長

そうですね。今年度、西中にはスクールソーシャルワーカーは配置されていません。昨年度までは非常勤ですが配置されていました。その時には学校の中で週1回、生徒指導の会議を授業の1コマを使って生徒指導を担当している生徒指導主事と各学年の生徒指導担当と管理職と入って会議をするんです。いじめとか問題行動関係の情報共有をするのですが、その中

にスクールソーシャルワーカーも入り、カウンセリングがなければスクールカウンセラーも入って連携をして不登校も含めて共有しますので、その中で家庭的な背景で学校に行きづらいとか、あるいは何かいろんな問題行動に繋がっているのではないかと懸念がある場合は、スクールソーシャルワーカーが家庭訪問して直接保護者の方とお話をするということもありますし、そのことはまた持ち帰って教員と共有して、子どもたちに対してどう対応していくかということを検討する材料にしたりもしています。

小寺会長： ありがとうございました。他に何かご意見等はございますか。

嘉藤委員： さきほどスクールソーシャルワーカーの配置が今年度はないとのお話をお聞きしたのですが、中学校に配置というのは今年度の状況はどうなっていますか。

事務局： 今年度 4 名のスクールソーシャルワーカーを配置させていただいています。
(教育支援 まず小学校ですが、田原小学校に 1 名で、岡部小学校に 1 名、忍ヶ丘小学校に 1 名です。中学校は四條畷中学校に 1 名、合計 4 名を配置させていただいております)

小寺会長： 他にございませんか。

無いようですので、案件 3 その他について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 事務局から 5 点、報告させていただきます。
(こども政 資料 3 四條畷市いじめ防止基本方針をご覧ください。
策課) 前回、令和 6 年度第 2 回のこの協議会において、いじめ防止基本方針の改定の状況について説明をさせていただき、その後、令和 7 年 4 月に改定しました。概要については金子委員に説明いただきたいと思います。

金子委員： 四條畷市いじめ防止基本方針の改定の概要についてご説明申し上げます。

令和 6 年 8 月、国のガイドライン改定を受け本市いじめ防止基本方針を改定いたしました。本日の資料の 3 ページ下段をご確認ください。いじめ防止に向けては、すべての関係者が連携し、地域社会が一体となって取り組まなければならないことから、法第九条、並びに法第 4 条に基づく保護者、子どもの努めを明記いたしました。

続いて 8 ページ下段をご確認ください。

校内いじめ対策委員会が学校主体調査の組織であることから、「④定期アンケートの実施検証」、「⑤いじめの事実があると疑われたときの調査」、「⑥子どもへの支援、指導方針の検討」を追記いたしました。

続いて 9 ページをご覧ください。学校のいじめ対応の重層的支援構造を明記し、発達支持的生徒指導、課題未然防止教育、課題早期発見対応、困難課題対応的生徒指導の各層の取組みの充実をめざしてまいります。

続いて 12 ページ上段をご確認ください。上段の丸 2 つ目になります。
「対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、教育委員会及び学校として自らの対応を振り返り、検証することは必要であり、それが再発防止につながり、または新たな事実が明らかになる可能性もあるため、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応すること」を明記いたしました。

次に 13 ページ中段をご覧ください。「教育委員会または学校はいじめの重大事態調査を実施するにあたっては、法、市の基本方針及び国の基本構想、ガイドライン、ガイドラインチェックリストにより適切に対応する。その際、事案の状況や対象児童生徒の状況等を踏まえつつ、柔軟に対応することも必要であることから、調査組織の判断のもと、状況に応じて、より適切な進め方で調査を行うことができること」を明記いたしました。

次に 15 ページ中段をご確認ください。(7)「調査結果の報告及び説明」として、より適切に行われるよう、詳細に追記いたしました。

次に 16 ページです。(8)「調査結果を踏まえた対応」として、区域外就学等の弾力的な対応の検討、再発防止策の確実な実施について追記いたしました。

続いて 17 ページ上段より (9) 教育委員会の平時からの備え、(10) 学校における平時からの備えについて整理し、追記をいたしました。

18 ページをご確認ください。18 ページより再調査の対応を示しております。

最後に 20 ページをご覧ください。方針の見直しとあわせまして、重大事態発生時の対応フローの見直しを行いました。説明は以上でございます。

事務局：
(こども政策課)

ただいま、金子委員から説明ありましたけども、ご質問等ございましたら後ほど、その他の案件をまとめてお伺いさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは次に資料 4、こども家庭庁支援局総務課からの周知文書をご覧ください。令和 6 年 12 月 25 日付でこども家庭庁支援局総務課から「いじめ防止対策のさらなる強化及び地域における不登校の子どもへの切れ目ない支援等について」の周知がありましたので、ここで報告し、共有させていただきます。

内容については、令和 6 年 10 月 31 日の文部科学省が調査した「令和 5 年度児童生徒の問題行動不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果」が公表され、いじめの認知件数が約 73 万 3 千件（前年度は約 68 万 2 千件）、いじめの重大事態の件数が 1,306 件（前年度は 919 件）と過去最多になっており、小・中学校の不登校児童生徒数も約 34 万 6 千人と過去最多となるなど極めて憂慮すべき状況が継続していることを踏まえ、令和 6 年 11 月 8 日に「いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議」を開催し、「いじめ防止対策のさらなる強化について」を取りまとめられたものです。

具体的な取組みとしては、2 ページの 1、「いじめ防止対策のさらなる強

化について」で、早期発見のため、「子どもの視点に立った相談体制の充実」、いじめへの対処として「教育、福祉、警察等連携による加害児童生徒への対応の強化」、「重大事態対応等における第三者性（中立性・公平性）の確保」、地方公共団体・学校の実施する取り組みの充実として、重大事態対応等に関する教育委員会首長部局等への助言」、これは改訂されたガイドラインを周知徹底するための研修や、重大事態調査に関する地方公共団体等への助言を行うためのアドバイザーの積極的な活用促進などが示されております。

次に4ページの3、いじめ防止等に係る地域と学校及び教育委員会との連携についてですが、いじめ防止や不登校対策を地域全体の取り組みとしていく上でこども政策担当部局等と教育委員会や学校等がそれぞれの得意分野を生かしながら、教育、福祉等が一体となって、地域全体で子どもを支援していくことが必要として、さらに行政機関だけでなく、専門家や地域の関係者、民間団体、保護者、地域住民等との連携のもと、これらの関係者による取り組みと相まって、各地域でいじめ問題の克服や不登校の子どもへの支援等を進めていくことが必要とされています。

以上、こども家庭庁からの周知文書について説明させていただきました。

金子委員： また本市においては、先ほど説明の本年改訂をいたしました「四條畷市いじめ防止方針」に沿って必要な対策を講じてまいります。具体的な取り組みについては、金子委員からご説明をさせていただきます。

通知に基づきまして2点ご報告させていただきます。

1点目、いじめ対応といたしまして、先ほどいじめアドバイザーの活用等は数字の方にもありましたけれども、今年度より本市におきまして、いじめ防止対策の強化を図るため、各学校におけるスクールロイヤーを活用した、いじめ予防授業を全校で必ず実施することといたしました。

事務局： 2点目、不登校対策といたしまして、通知にありますとおり、専門家や地域の関係者、民間団体、保護者、地域住民等との連携強化を図るため、今年度から不登校支援ネットワークを開催することとしております。

（こども政策課）

先ほど地域と学校及び教育委員会との連携の必要性ということがありますので、引き続き本協議会において、各団体さんなどの取組みを共有させていただきながら、地域とともにいじめ防止に向けて進めていけたらと思っております。

続きまして、資料5「地域で育つ子どもたちのため、いじめのない社会へ！」のチラシをご覧ください。夏休み期間中の子どもたちに対して、地域として子どものいじめ防止に向けて、見守っていこうというチラシの配布を毎年行っています。

「いじめのない社会へ！」と題して、ご覧のとおりの内容を掲載いたしております。最近ではいじめ問題が社会問題として取り上げられることが多くなっております。本市では本協議会を立ち上げ、各機関連携のもと、いじめの実態を把握し、いじめ防止を目的に各関係団体からの情報を共有して意見交換等を行っております。

このチラシは、夏休みを前に、3つの視点をもって地域でいじめ防止に

取り組んでいきましょう」と地域の見守りを啓発するものです。

1つ目が周囲の大人が子どもの見本となるように、まずは大人自身が「いじめ」に関しての規律を正すということを含めて、2つ目には近所の子どもに挨拶などを行い、つながりをもつようにし、地域が目があることを子どもたちに伝え、いじめの抑制や回避につなげていくことを書いております。3つ目に大人が徹底して「いじめは駄目だ!」と断言し、その姿勢を子どもたちにしっかりと見せることを書いております。

夏休みなどの長期休業期間中には地域で子どもたちを見かけることが多くなります。その時にしっかりと「いじめはいけない!」ということを地域が、大人が、態度で示し、いじめを社会からなくしていこうということを示しているものとなっております。

本年も7月に各地区への回覧をいたします。

また、資料6は5月に広報誌で周知したものです。

次に資料7、四條畷市子ども基本条例のパンフレットについて、毎年配布しておりますが、今年は3月に改訂版を作成いたしました。改定の内容としましては、子どもの権利条約の中の柱となる「生きる、育つ、守られる、参加する」子どもたちの4つの権利を示し、これらの権利をまもるために地域で連携して、子どもたちを支えるという趣旨について、子どもたち自身が見て、読んで自分自身の生活の中にある子どもの権利を実感していただけるよう、より分かりやすく改訂しました。

このパンフレットは、子どもたちに周知するために、毎年小学6年生を対象に配布しております。

最後に資料8、令和7年度のなわて子育て応援ブックについてです。

今年度版を6月に作成しました。この冊子の2ページには、先ほどの四條畷市基本条例について、子どもの権利、大人の支援を掲載しています。また、19ページは小学校への準備の中で友だちとの関係について触れております。この冊子については、転入、出生の手続きをする家庭に配布しているほか、子ども未来部の窓口や子育て総合支援センター等の公共施設をはじめ、JRの駅やイオンモール四條畷の広報ラック等にて配架しております。

小寺会長 事務局からは以上でございます。

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見等はございますか。

事務局： 無いようですので、その他に事務局から何かありますか。

(こども政策課)

それでは最後に事務連絡になりますが、次回の会議の予定をご連絡させていただきます。

本会議は年2回の開催としておりまして、次回は子どもたちが冬休みに入る前ということで、12月19日(金曜日)14時を予定しております。場所は同じで、また開催日が近づきましたら、案内文書を送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

小寺会長

事務局からは以上です。

ありがとうございます。

何か委員の方からご意見、ご質問はございませんか。

特に無いようですので、これで「四條畷市いじめ問題対策連絡協議会」は終了いたします。